

5 取組手法

(1) 更新

ア 道路空間と調和した街路樹への更新

路線ごとの更新

大木化や老木化、生育環境の悪化により倒木等の事故リスクが高まっている街路樹を、生長後も道路空間と調和する街路樹へ更新することにより、安全性を確保します。

事故が増加傾向にあるケヤキにおいても、路線ごとの更新を行います。

広幅員道路では、トウカエデやイチョウといった樹冠を大きく生長させる樹種を植栽し、「みどりのネットワーク」としてふさわしい並木を形成します。

身近な地域の歩道幅員の狭い道路などには、せん定頻度が低く根上がり起きにくいあまり大きくならない街路樹を植栽するなど、道路空間との調和を図ります。

第1期プランの事業期間中に倒木等の事故により、新たに事故リスクが高いと判断した4種について、第2期プランから新たに更新対象とします。

- 更新対象：30,000 本
 - 事業期間：残り30年（想定）
 - 第2期プラン対象：1,000 本/年×5 年=5,000 本
- ※ 事業の進捗により事業期間の短縮を目指します。

目標事業量	事業費
5,000 本	2,000 百万円

■ 事故リスクが高い樹種※1

種 別	樹種名
倒木のリスクが高い樹種	プラタナス、アキニレ、エンジュ、アオギリ、ケヤキ、 <u>マテバシイ</u> 、 <u>タイサンボク</u>
落枝や枝が張り出して通行車両等へ接触するリスクが高い樹種（重点管理木※2を含む）	ケヤキ、サクラ等、クスノキ、ユリノキ、ナンキンハゼ、 <u>シラカシ</u>
根上がりや根の柵への侵入のリスクが高い樹種	クスノキ、アメリカフウ、 <u>クロガネモチ</u>
実に関するリスクが高い樹種	イチョウ

※1 市内の街路樹 1,000 本あたりの事故件数が 1 件以上発生している計 15 樹種。

なお、下線は、第 2 期プランから追加された樹種。

※2 全国的に落枝の事故が多く、本市で重点的に管理すべき樹種として位置付けしているケヤキ及びクスノキの 2 樹種。

■ 街路樹の倒木



タイサンボクの倒木



マテバシイの倒木

歩道が広く十分な植栽空間が確保できるような広幅員道路においては、防根シート等によって根上がり防止対策等をしながら、樹冠が大きく生長する樹種を選定して植栽します。

■ 広幅員道路に植栽する樹種

樹種名
トウカエデ、アメリカフウ、イチョウ等



広幅員道路（若宮大通）のトウカエデ（左側）

イ 市民や地域に親しまれている並木道の更新

同一樹種への単木での更新

市民に親しまれている並木道において、大木化・老木化した街路樹を同一樹種で更新することにより並木を再生し、事故を未然に防ぎつつ、名古屋のまちを印象づける道路景観の保全を図ります。まちの景観を変えることのないよう計画的かつ段階的に街路樹を更新します。

- 更新対象：約 3,200 本
- 第 2 期プラン対象：100 本/年×5 年＝500 本

目標事業量	事業費
500 本	409 百万円

■主な対象場所

樹種名	主な対象場所
サクラ類	すいどうみち緑道（千種区）、長堀飯田町第Ⅰ号線（東区）、飯田松山町線（東区）、黒川（北区）、洗堰周辺（西区）、山崎川周辺（瑞穂区）、鯛取通（南区）、森孝戊線（守山区）、山の手通線（守山区）、藤が丘周辺（名東区）、香流川緑道（名東区）、植田線（天白区）など
ユリノキ	市役所周辺（中区）

■ 地域に親しまれている並木道



山崎川周辺のソメイヨシノ



市役所周辺のユリノキ

ウ 市民や事業者からの寄附による街路樹の更新

路線ごとの更新

市民や事業者からの寄附による更新を行い、地域の方々が親しみと誇りを持てる並木づくりを推進します。

- 第2期プラン対象（想定）：60本/年×5年＝300本

想定事業量	想定事業費
300本	120百万円

■ 市民からの寄附による街路樹更新



中区呉服町通のオオカンザクラ



参考 道路空間への適正配置

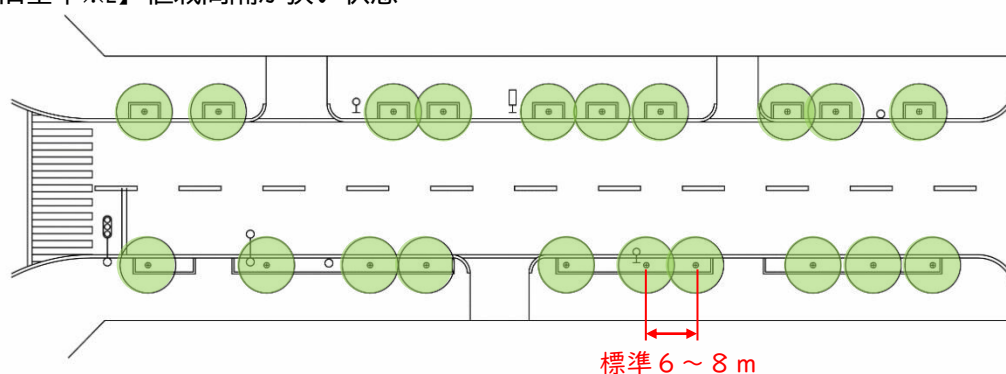
道路空間や沿道環境とのバランスを超え大木化した街路樹は、生長後も道路空間と調和する樹種へ更新します。また、更新の際には、道路空間緑化基準に基づき適正な間隔で植栽します。

歩道の有効幅員が法令等※1に適合しない一部の「植樹帯」については、街路樹更新や道路改良等の機会にあわせて、低木を撤去して高木のみの「植ます」に改良するなど通行の安全性を確保します。

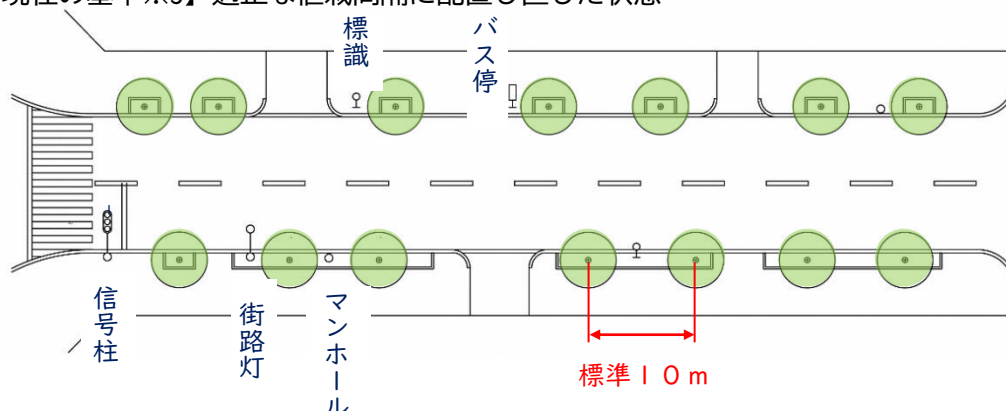
また、歩道や中央分離帯の「植栽」については、見通しの確保や乱横断防止など道路交通に支障となる場合には撤去等の対応を検討します。

■ 適正配置のイメージ

【旧基準※2】 植栽間隔が狭い状態



【現在の基準※3】 適正な植栽間隔に配置し直した状態



※1 道路構造令

※2 道路緑化基準（昭和56年5月）、道路空間緑化基準（平成15年4月）、改定道路空間緑化基準（平成25年4月）

※3 道路空間緑化基準（令和7年4月）

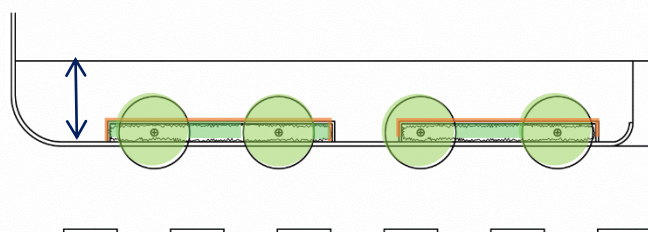
■ 街路樹の構成

高 木	高さが3メートル以上に達する樹木
低 木	高さが0.6メートル未満の樹木
植樹帯	高木、低木などを植えるために設けられる帯状の施設
植ます	主として高木を単独で植えるために設けられる施設

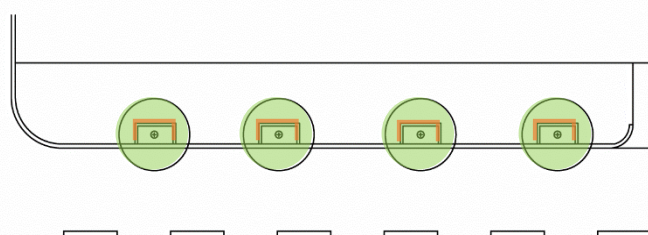
■ 植樹帯を植ますに改良するイメージ（平面図）

【植樹帯】

歩道の幅員が3.2m以上4.5m未満の場合



【植ます】



(2) 撤去

ア 狭幅員歩道の安全な通行を確保するための撤去

路線ごとの撤去

現行の法令等に適合していない狭幅員歩道の街路樹を撤去し、歩行者の安全な通行空間を確保します。

事業期間の短縮を目指して第2期プランにおいては、目標事業量を第1期プランより多く設定します。

- 基準：原則として、歩道の有効幅員を 2.0m 以上を確保する
 - 撤去対象：10,000 本
 - 事業期間：残り 17 年（想定）
 - 第2期プラン対象： $600 \text{ 本/年} \times 5 \text{ 年} = 3,000 \text{ 本}$
- ※ 事業の進捗により事業期間の短縮を目指します。

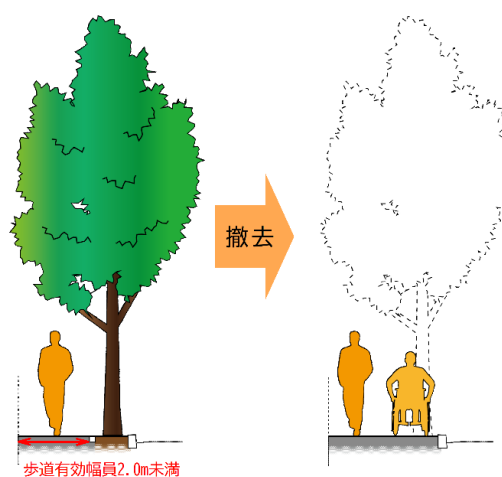
目標事業量	事業費
3,000 本	840 百万円

■ 狭幅員歩道に植栽されている街路樹



街路樹があることで有効幅員が 2.0m を確保できていない歩道

■ 狭幅員歩道の街路樹撤去イメージ



街路樹撤去による安全な通行空間の確保

イ 標識等の施設に近接して植栽の基準に適合しない街路樹の撤去

箇所ごとの撤去

交通標識等に近接して視認性を妨げている街路樹や、横断歩道等に近接しているため歩行者の安全な通行を妨げている街路樹、道路照明を遮蔽している街路樹といった、道路空間緑化基準に適合しない街路樹を撤去します。

- 基準：道路標識・街路灯・電柱から 3m 以内には植栽しない等
- 第 2 期 プラン対象：80 本/年×5 年=400 本

目標事業量	事業費
400 本	112 百万円

■ 標識や横断歩道に近接して植栽されている街路樹



横断歩道の標識に近接している街路樹

ウ 樹木診断等による不健全木の撤去

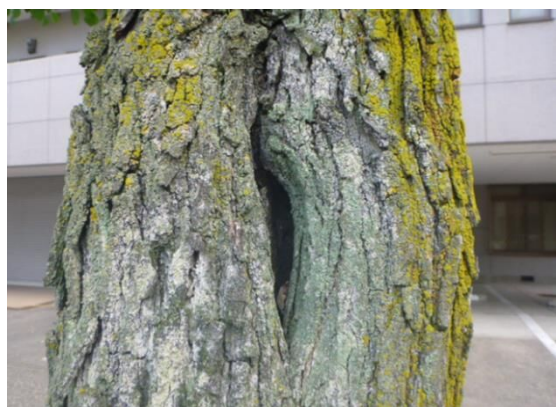
箇所ごとの撤去

巡視や点検により発見した異常について、診断等を行って不健全と判断された街路樹の撤去を行います。

- 撤去対象：樹木診断の結果、撤去と判定された街路樹
- 第2期プラン対象：80本/年×5年＝400本

目標事業量	事業費
400 本	112 百万円

■ 不健全と判断された街路樹



樹幹の亀裂による腐朽、空洞



キノコの発生（ベッコウタケ）



植栽基盤の状況が悪く、生育が良くない樹木



樹木内部の腐朽、空洞

出典：街路樹の倒伏対策の手引き
(国土技術政策総合研究所)

工 道路空間や街並みと調和のとれた街路樹とするための間伐

路線ごとの撤去

植栽間隔が狭く、枝が重なりあっている樹木の間伐を行い、道路空間や街並みと調和のとれた健全な街路樹を育成します。

2 列植栽や沿道にある公園や樹林地の樹木と競合している街路樹路線で、撤去しても十分な緑を確保できる場合、間伐を行うことで樹木の込み合った状態を解消し良好な歩道の通行空間を確保します。

- 基準：植栽間隔は標準 10m 以上を確保
- 第 2 期プラン対象（想定）：40 本/年×5 年＝200 本

想定事業量	想定事業費
200 本	56 百万円

■ 2 列植栽解消のイメージ



解消前



解消後

参考 道路空間緑化基準

街路樹は「道路法（昭和27年6月10日制定）」によって「道路の附属物」として定められた施設で、その他の附属物である街路灯や交通標識に加え、電柱などの占用物件や地中の上下水道管や電線共同溝等の施設と空間を共有して配置されています。

本市では、道路景観の向上、季節感の演出、ヒートアイランド現象の緩和、緑陰の提供のほか、道路交通の安全性と通行の快適性を高めるとともに、沿道及び都市全体の環境の保全と創出に資することを目的として、道路空間の緑化を推進するための基準である「道路空間緑化基準」を定めています。

令和7年度には、国の都市緑地法の一部改正を踏まえ令和6年12月に策定された「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」で掲げられた緑化の推進目標に資するため、道路構造令で規定される歩道の幅員に合わせ残存有効幅員の考え方を修正しました。また、令和4年に瑞穂区内で発生した交通事故を受け設置された「通学路の更なる安全対策検討会」の検討結果を受け、植栽帯等の設置位置等を修正し、安全性を高める改定を行いました。

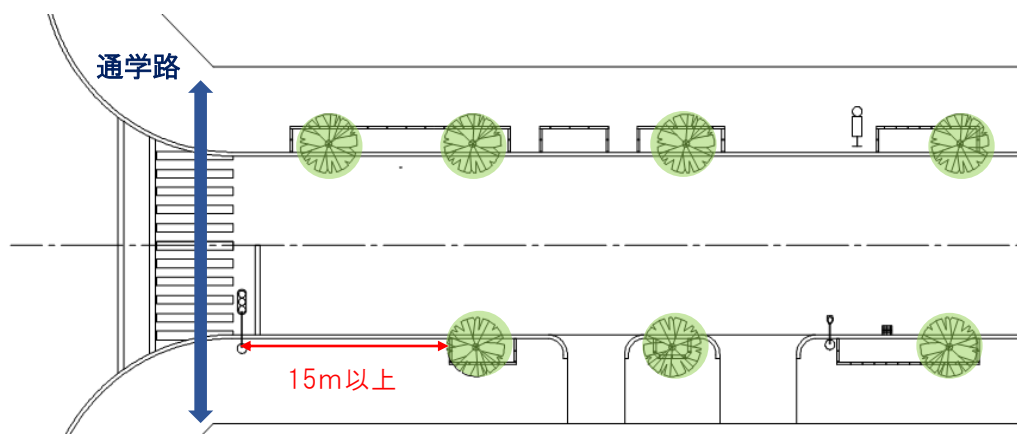
■ 植ますを設置する歩道の幅員について

道路構造令に準拠して、植ますを設置する場合は有効幅員を2.0m確保することとしています。そのため、歩道の幅員が3.2m以上の道路には植ますを設置することができます。



■ 通学路の見通し確保について

子供の交通安全のため、片側2車線以上の道路における通学路である横断歩道上流の15m以内には植栽をしないよう定めています。（通学路でない場合は3m以内に植栽をしない。）



(3) せん定

ア 健全育成のためのせん定

せん定は、樹木全体の形状を整え、並木としての統一美を維持するとともに、不要な枝を取り除くことで日照や通風を改善し病虫害の発生を防いだり、台風等の強風の影響を低減させたりするほか、限られた道路空間において人や車の通行空間や建築物等に支障を及ぼさないよう樹形を調節するために行うものです。長期間せん定を行わない状態から、一度に太い枝部分を大きく切り詰める強せん定は、景観を損なうだけでなく、樹木を衰弱させる原因となることから、街路樹を健全に育成し、その機能や役割を十分に発揮させるために、適切なせん定を定期的に行います。

せん定の実施においては、樹種ごとの特性や地域の状況、道路の幅員等を考慮して、頻度や時期、目標となる樹形の設定を行います。

第2期プランにおいては、一部の樹種で標準的なせん定頻度を見直しました。大木化が進行する中で道路空間に見合う大きさに樹形を整えるために、道路の幅員や樹木の大きさを考慮した頻度でせん定を実施します。

● 第2期プラン対象：23,800本/年×5年

目標事業量	事業費
23,800本/年	809百万円/年

■ 主な樹種の標準的なせん定頻度

樹種名	標準的な頻度
ナンキンハゼ	1年に1回
アオギリ	
アメリカフウ等	
トウカエデ	1～2年に1回
イチョウ	1～3年に1回

下線は、第2期プランから頻度を見直した樹種

■ 大木化したイチョウ



歩道を挟んだ民地側へ枝を張り出すイチョウ
3年に1回のせん定頻度では不足している

イ シンボルとなる並木を形成するための質の高いせん定

本市を代表する街路樹路線において、シンボルとなる並木を形成するため将来樹形を見越したせん定をきめ細やかに行うなど、街路樹の魅力向上を図り美しい道路景観を創出します。

● 第2期プラン対象（想定）：300本/年×5年

想定事業量	事業費
300本/年	10百万円/年

■ 対象となる街路樹路線

シンボル並木	広小路通、大津通、久屋大通、 桜通、錦通、若宮大通
--------	------------------------------

■ シンボル並木



広小路通のケヤキ



大津通のケヤキ



桜通のイチヨウ



若宮大通のトウカエデ

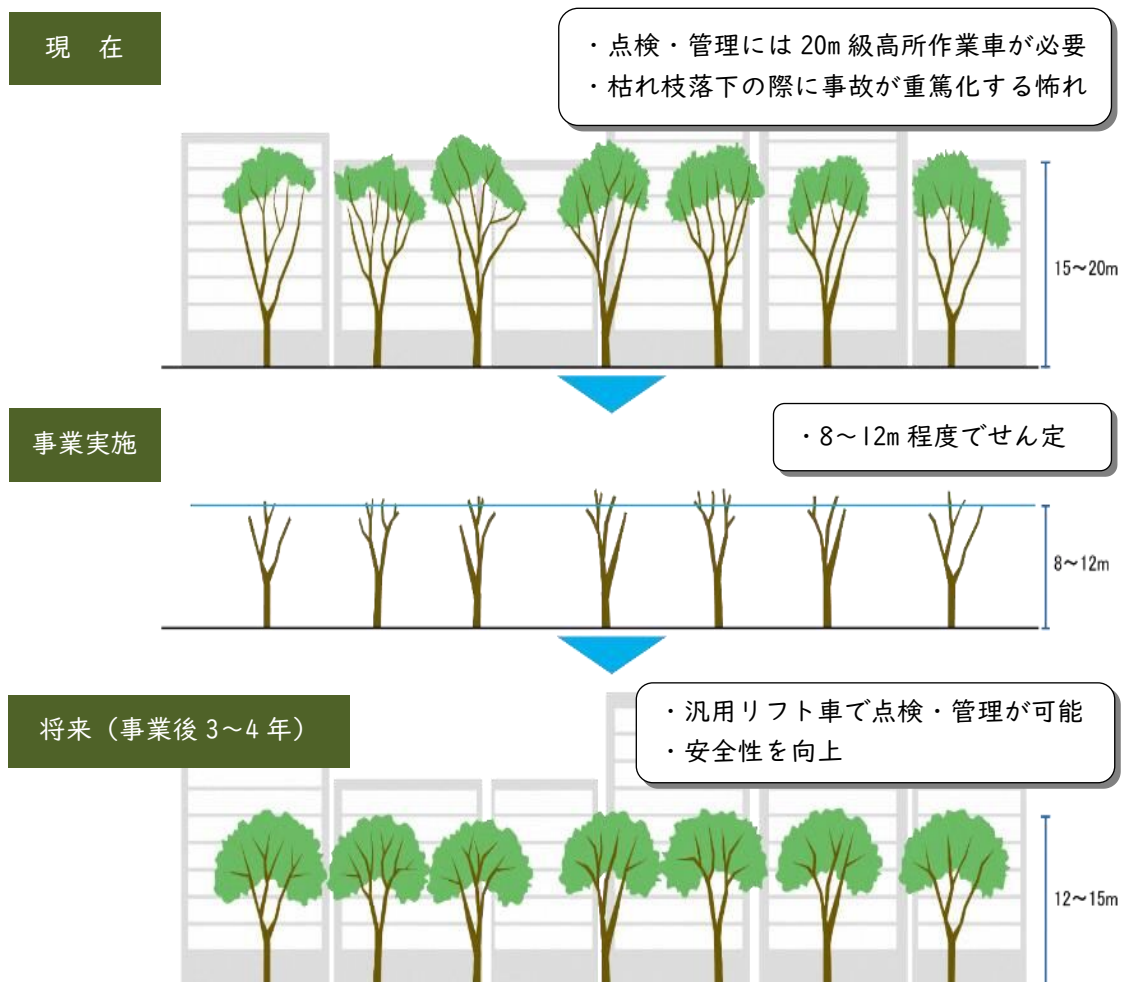
ウ 道路空間に対し大きくなりすぎた樹木を再生するせん定（樹高抑制）

道路空間に対して大きくなり過ぎた樹木について、樹高抑制を行うことで、枯れ枝の落下の危険性を低減させ安全性を向上させるとともに、街並みと調和のとれた樹形に再生します。

● 第2期プラン対象（想定）：160本/年×5年

想定事業量	事業費
160本/年	5百万円/年

■ 樹高抑制のイメージ



標準的な汎用リフト車での点検や管理が可能な高さまで樹高を下げ、安全性を確保します。

6

目標事業量及び事業費

令和8年度～12年度（5年間）

取組 手法	事 項	目標事業量 (想定事業量)	事業費 (想定事業費)
更新	ア 道路空間と調和した 街路樹への更新	5,000 本	2,000 百万円
	イ 市民や地域に親しまれている 並木道の更新	500 本	409 百万円
	ウ 市民や事業者からの寄附 による街路樹の更新	(300 本)	(120 百万円)
合 計		5,500 本 (300 本)	2,409 百万円 (120 百万円)
撤去	ア 狭幅員歩道の安全な通行を確保 するための撤去	3,000 本	840 百万円
	イ 標識等の施設に近接して植栽の 基準に適合しない街路樹の撤去	400 本	112 百万円
	ウ 樹木診断等による不健全木の撤去	400 本	112 百万円
	エ 道路空間や街並みと調和のとれた 街路樹とするための間伐	(200 本)	(56 百万円)
合 計		3,800 本 (200 本)	1,064 百万円 (56 百万円)
せん 定	ア 健全育成のためのせん定	23,800 本/年	809 百万円/年
	イ シンボルとなる並木を 形成するための質の高いせん定	(300 本/年)	(10 百万円/年)
	ウ 道路空間に対し大きくなりすぎた 樹木を再生するせん定（樹高抑制）	(160 本/年)	(5 百万円/年)
合 計		23,800 本/年 (460 本/年)	809 百万円/年 (15 百万円/年)

事業費は労務単価や経費等の上昇を見込んでいない。